

○匝瑛市都市計画審議会条例

平成18年1月23日

条例第120号

(設置)

第1条 市は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第3項の規定に基づき、匝瑛市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市民

3 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

4 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

5 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により、市長が委嘱した委員の任期は、当該特定の地位又は職にある期間とする。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議を終了したときに、専門委員は当該専門の事項に関する調査を終了したときに、それぞれ解任されるものとする。

(会長等)

第4条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちか

ら委員の選挙により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が必要と認めるときに招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、都市整備課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。